



Q 当社は派遣労働者を受け入れて

います。このたび、働き方改革の中で労働者派遣法が改正されたと聞きました。今後派遣労働者を受け入れる場合、どんな対応が必要ですか。

A 今年4月1日

から、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。派遣元は派遣労働者の労働条件決定

労働者と派遣先の労働者との不合理な待遇差を解消し、派遣労働者の待遇を確保することが義務化されました。

そのため派遣元は①派遣先の通常労働者と均等・均衡待遇を図る「派遣先均等・均衡方式」②一定の要件を満たす労使協定により待遇を確保する「労使協定方式」のいずれかの制度を適用する必要があります。

これらを行うために、派遣労働者を受け入れる派遣先に対しても講ずべき措置が求められます。

「派遣先均等・均衡方式」の場合は、派遣労働者の労働条件決定

派遣労働者を受け入れる際の対応



に必要となる、比較対 象労働者の待遇に関する情報を提供しなければなりません。

また、いずれの方式でも教育訓練の実施、福利厚生施設の利用機会の付与など必要な協力を求められます。さ

らに派遣元事業主がこ れらの方式により派遣労働者の公正な待遇を確保できるよう、派遣